

介護保険住宅改修施工事業者登録（新規）のお知らせ

問 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 ☎ 81-3317 ☎ 81-3316

鳥栖地区広域市町村圏組合では、介護保険に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修施工事業者の登録が必要です。介護保険住宅改修施工事業者の登録を希望する事業者は、下記のとおり登録申請をしていただきますようお願いいたします（令和5年度に登録されている事業者は、今回登録申請する必要はありません）。

なお、令和6年6月に実施予定の登録研修の受講を登録条件としています。

また、今回登録申請をされない場合は、令和7年7月まで登録できませんのでご注意ください。

▽ 申請期間 令和6年5月1日（水）から5月31日（金）（必着）

▽ 提出書類 ①住宅改修施工事業者登録（更新）申請書

②住宅改修施工事業者業務概要書

③住宅改修の施工に係る誓約書

※提出書類は、鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページからダウンロードできます。

▽ 提出場所 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

残薬に関するお知らせ

飲み残したお薬は「かかりつけ薬剤師」に相談しましょう

問 一般社団法人 佐賀県薬剤師会 ☎ 0952-23-8931
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0952-64-8476

お医者さんから処方してもらったお薬をきちんと飲んでいたつもりでも残ってしまうことはありませんか。そんな時は「かかりつけ薬剤師・薬局」に相談してみましょう。

●朝ごはんは食べないので、朝食後のお薬は飲めなくて
→食事をとらなくても大丈夫な薬だと教えてもらったので
気にせず朝に飲むことができた。

●種類が多くてどれを飲むかわからなくなって
→あちこちの病院でもらった薬を、薬局で1つにまとめて
もらってわかりやすくなった。

●お医者さんにお薬が余っているのを言いそびれて
→薬剤師からお医者さんに連絡してもらい、余っている
薬を今回の薬から引いてもらった。おかげで薬代も安
くなった。

●体調が良くなったので飲むのをやめたら
→薬が効いているから良くなったように思うだけで、
今やめてしまうと元に戻ってしまうことを教えてもら
った。

飲み残したお薬は「おくすり手帳」と一緒に「かかりつけ薬局」へ持って行きましょう。

薬剤師がいつ出されたお薬かを調べ、お薬の整理をお手伝いします。

また、残ったお薬が再利用できる場合は、次回受診日までの処方日数を調節することで、その日の薬局での支払いが減ります。

飲み間違いの防止策や飲むタイミング、薬の数や種類など気になることも「かかりつけ薬剤師」に相談してみましょう。

有料
広告

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）
TEL 0942-92-6722

【月～金】8：30～18：30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆